

衆議院経済産業委員会ニュース

【第 201 回国会】令和 2 年 5 月 22 日（金）、第 12 回の委員会が開かれました。

- 1 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 26 号）
- ・梶山経済産業大臣、牧原経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・田嶋要君外 3 名（立国社、共産）提出の修正案について、提出者斉木武志君（立国社）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・笠井亮君（共産）が討論を行いました。
 - ・修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
（賛成一立国社、共産、維新 反対一自民、公明）
 - ・原案について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、立国社、公明、維新 反対一共産）
 - ・武藤容治君外 3 名（自民、立国社、公明、維新）から提出された附帯決議案について、山岡達丸君（立国社）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成一自民、立国社、公明、維新 反対一共産）
（質疑者）田嶋要君（立国社）、山崎誠君（立国社）、斉木武志君（立国社）、本多平直君（立国社）、浅野哲君（立国社）、笠井亮君（共産）、足立康史君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

田嶋要君（立国社）

- （1） 布製マスクの全戸配付を取止める必要性について梶山経済産業大臣の見解
- （2） 本法律案関係
 - ア 現時において緊急事態を想定した独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」という。）法を改正する必要性
 - イ JOGMEC 法改正以前に石油火力発電の依存率を低減することの必要性
 - ウ 新規参入事業者である新電力の多くが退出していく現状に対する評価及び対応策
 - エ 電力・ガス取引監視等委員会（以下「電取委」という。）の実績及び法改正後の取組
 - オ 再エネ賦課金が将来的に減少することを周知する必要性及び国民負担額に上限を設けてそれ以上の部分は一時的に国が代払い・回収を行うとする案について梶山経済産業大臣の見解
 - カ 公平性の観点から電気料金票に原発関連コスト及び再エネ賦課金を明記する必要性
 - キ 電力広域的運営推進機関（以下「OCCCTO」という。）に係る法改正の趣旨及び機能強化に向けた取組みの必要性
 - ク OCCCTO に係る改正が将来的には公的機関による送配電網運営に向けたものである可能性
 - ケ 新電力の育成支援の見地から再生可能エネルギー施設整備の調整に経済産業省が主導的取り組む必要性
 - コ 未稼働案件の滞留問題について繰り返し法改正される理由及び国会に対する迅速な情報共有の必要性
 - サ 国内メーカーによる太陽光パネル製造シェアの低迷の理由
 - シ コロナ禍後の経済政策として新築住宅に太陽光パネル及び蓄電池の設置を義務づける提案に対する見解
 - ス 配電事業者、地方自治体とともに経済産業省が地域分散型電力システム構築を牽引していく必要性
 - セ 公営水力発電の相対契約を解消し新電力が活用できる機会を増やす必要性

山崎誠君（立国社）

(1) 本法律案関係

- ア 地域づくりなどの需要動向を踏まえた広域系統整備計画の設計上のスコープ（視野）に対する見解
 - イ 広域系統整備計画が一般送配電事業者により実施されることを担保する制度的な仕組みの有無
 - ウ 広域系統整備計画の策定過程における透明性確保に対する梶山経済産業大臣の見解
 - エ F I T制度に係る賦課金の意義について国民に正確に伝えるべきとの提案に対する梶山経済産業大臣の見解
 - オ F I T制度で導入された太陽光発電の電力量及び価値に対する見解
 - カ 国民が得られる利益を含むF I T制度の全体像を正しく伝える必要があるとの提案に対する梶山経済産業大臣の見解
- (2) 新型コロナ対策で政府が配布する布マスクの検品費用をメーカーに請求すべきとの提案に対する見解

斉木武志君（立国社）

- (1) 関西電力金品受領問題及び経済産業省の不適切手続き問題の再発防止の重要性について梶山経済産業大臣の認識
- (2) 電取委の機能強化の必要性に対する認識
- (3) 電取委の在り方についての検討条項を加える本法律案附則第 12 条の修正案に対する梶山経済産業大臣の見解
- (4) 原発マネーの闇を正してほしい等の地元の要望を受けたことの有無及び本法律案を提出した経済産業大臣自ら再発防止に向けた決意として検討規定を設ける必要性
- (5) 電取委の人事が経済産業省職員の人事管理の一環に含まれている事実の有無
- (6) 経済産業省と人事が共有されている電取委は実効ある監視ができないことについて梶山経済産業大臣の見解
- (7) 電取委に原子力規制庁と同様のノーリターンルールを適用する必要性

本多平直君（立国社）

- (1) 持続化給付金の対象に風営法上の性風俗関連特殊営業等の事業者を含める検討をすべきという意見に対する梶山経済産業大臣の見解
- (2) 本法律案関係
 - ア F I T制度からF I P制度への移行は再生可能エネルギーの促進にマイナスの影響が無いこと及びマイナスの影響が生じた場合には運用を見直すことの確認
 - イ 石油公団問題の経緯を踏まえて設立されたJ O G M E Cの業務は民間企業だけでは達成困難な大きな事業等に限定して民業圧迫とならないように行う方針であることの確認
 - ウ ロシアのカムチャッカ半島にL N Gの積替基地を建設するという規模の小さい中流開発案件をJ O G M E Cが支援することの是非
 - エ 政治的な思惑によってロシアの北極圏L N G開発の支援を行っているのではないかという疑念に対する梶山経済産業大臣の見解
 - オ ロシアの北極圏L N G開発支援措置を盛り込むために有事の際にJ O G M E Cが発電用燃料の調達する措置を取って盛り込んだのでないかという疑念に対する梶山経済産業大臣の見解

浅野哲君（立国社）

- (1) 2030年のエネルギーミックスの達成に今後必要となる再生可能エネルギー発電設備ごとの導入量
- (2) プッシュ型の系統整備計画と不一致であることを理由として再生可能エネルギー電源の接続が妨げられる可能性
- (3) 災害復旧費用の相互扶助制度の創設について積立てる基金の規模、支払い条件、国民負担への影響、地域間における災害発生の不均一性への配慮及び基金上限の考え方
- (4) 災害時における戸別の通電状況等のデータ提供について個人情報管理の責任者及び活用後のデータの取扱い
- (5) 平時における電気使用データの民間活用についてデータが個人情報にあたるか否かの確認及び電力需要家の同意の有無による料金設定の差別化の懸念を踏まえた政府の対応方針
- (6) 今後の電力システム改革における特定卸供給事業（アグリゲーション事業）の位置付け及び災害時の対応を想定した上で特定卸供給事業者（アグリゲーター）に求める要件
- (7) F I P制度におけるF I P価格、参照価格の決定スキーム及び参照価格決定のスケジュール
- (8) F I P制度における参照価格の改定頻度について検討状況及び季節単位の改定とする可能性
- (9) 再生可能エネルギー発電設備の所在地と消費地の関係
- (10) 地域間連系線の増強費用について託送料金でなく賦課金方式を採用した理由
- (11) 蓄電池について大規模な導入加速策の必要性

笠井亮君（共産）

- (1) 持続化給付金関係
 - ア 持続化給付金の支給が遅れている理由及び可及的速やかに支給する必要性
 - イ 今年創業した事業者及び給与所得や雑所得で申告しているフリーランスへの適用に係る検討状況
- (2) 本法律案関係
 - ア 電力システム改革に基づく2020年3月までの電気料金規制の経過措置期間について4月以降の状況
 - ウ 東京電力管内の標準家庭（400kWh／月）における電気料金、託送料金及びその割合
 - エ 新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）における政令で定める収入上限の設定期間及び期間内の変更の可能性
 - オ 電力需要の減少により費用が減少した場合の収入上限変更の考え方
 - カ 費用が減少した場合に電力需要家に還元される欧米の制度と比較してコスト効率化分が一般送配電事業者の利益とされる懸念
 - キ 託送料金について送配電事業以外の経費の有無及び原子力発電経費が含まれるか否かの確認
 - ク 託送料金から原子力発電経費を除外して明示する必要性
 - ケ 再生可能エネルギー100%の電力を利用した場合においても託送料金として原子力発電経費を負担することの妥当性

足立康史君（維新）

マイナンバー制度関係

- ア 割賦販売法におけるクレジットカード番号等に係る適切管理義務の概要及び経緯
- イ マイナンバーカードの裏面に記載されたマイナンバーを国が配布するカードケースで隠す必要性
- ウ マイナンバーカード、クレジットカード及びキャッシュカードの番号に係る安全管理体制の概要
- エ マイナンバーカード、クレジットカード、キャッシュカード及びインターネットバンキングの番号等に係る利用者側のセキュリティ対策の概要

オ マイナンバーカードに係る暗証番号について現状の固定式ではなく使い捨て式（ワンタイムパスワード）を導入する必要性